

6月までのコロナ資金繰り支援について

- **民間ゼロゼロ融資**の返済開始の最後のピーク（本年4月）に万全を期すため、①**コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長**するとともに、②**経営改善・再生支援を強化**する。
- 本年7月以降は、**コロナ前の支援水準に戻つつ**（例えば、日本公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減）、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。そのため、6月末まで施策の積極的活用を促進。
- ただし、**令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要**。

	2023年 9月末	2024年 3月末	6月末
民間金融機関 (信用保証制度)	コロナセーフティネット保証4号 (売上▲20%、100%保証)	借換目的での利用は継続 (2024年3月末まで継続) ※新規融資のみでの利用は終了	6月末まで延長
	コロナ借換保証 (100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)		6月末まで延長
	(注) 経営改善サポート保証 (コロナ対応) (100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年) も同様に延長		※ 能登半島地震の被災地域については配慮
政府系金融機関	日本公庫等のコロナ特別貸付 (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.9%)	金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長 (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.5%) ※5年貸付 中小事業：0.8% 国民事業：0.8% 2024年3月現在、貸付期間5年の場合	6月末まで延長
	日本公庫等のコロナ資本金性劣後ローン	限度額を引上げ (10億→15億) のうえ、6ヵ月延長	6月まで延長
			※ 災害貸付金利を適用 (金利▲0.5%を廃止) した上で継続
			※ 総合経済対策 (令和5年11月) に基づき利用を促進